

### 第3章 災害時における一般廃棄物処理県内協力体制の拡充

部会では、埼玉県清掃行政研究協議会の『災害時における一般廃棄物処理県内協力体制』(次ページ要綱参照)について、より実効性を高めるため、その拡充策について検討を行った。

部会としての検討内容は以下のとおりである。

#### 1. 問題点の整理

- ・名称からは、協定の内容が災害時的一般廃棄物の処理に限定されているように考えられる。実際のところは、協定締結時の「災害時における一般廃棄物」の定義は、災害により発生した生活ごみや粗大ごみ及び仮設トイレからのし尿を含んだもので、がれきなどを除いたものとなっていた。
- ・協定書及び要綱には、災害時における一般廃棄物の定義は明記されていない。したがって、解釈によっては、災害により発生した生活ごみや粗大ごみ及び仮設トイレからのし尿は含まれないと考えられてしまう。
- ・がれきについては、そもそも対象にしていないので、がれきの仮置場の協力等が不明確になる。
- ・協力要請が原則会員同士で行うことになっているが、災害時に要請を個別に行うことは難しいと思われる所以、会長に斡旋の要請をすることになる。しかし、斡旋の要請について方法等が示されていない。
- ・県が協議会の会員になったが、県の立場・役割が示されていない。

#### 2. 実施可能な対策の検討

現状の協定を維持することを前提に、1. の問題点を解決できる対策を検討した。

##### 1) 施設被害状況の情報提供

市町村等の施設に被害があった場合、県に連絡することになっているため、各施設（ごみ焼却施設・し尿処理施設）の稼働状況について表3-1及び表3-2に情報を整理し各会員に情報提供する。

##### 2) 斡旋の要請方法の明確化

斡旋の要請があることを前提に、図3-1に準じた調整をする。斡旋の要請をするための様式3-1を定める。

#### 3. まとめ

2. の対策だけでは、十分な拡充策とはいえない。現状の協定の範囲では十分な拡充は難しい。そこで、新たな協定を締結する方向で新たな協力体制を検討したが、詳細な部分までには検討が及ばなかった。

なお、本部会で検討した事項を参考までに次に示す（イメージは図3-2参照）。

- ・一般廃棄物及び災害廃棄物を対象とする。
- ・各ブロックにブロックリーダーを置き、リーダーによる仮称「災害廃棄物対策調整会議」を

設置する。

- ・ブロック単位で交替して被災団体を支援。

また、新たな体制を構築するにあたり検討すべき主な課題をあげる。

- ・協定の内容
- ・ブロッククリーダーの選定及び役割
- ・県関係部、市町村関係部局との調整
- ・全国知事会、八都県市など既存の協力体制との連携
- ・民間団体等の協力先の選定、協定締結の可能性、協力内容の整理

本部会では、協力体制の拡充について結論的なものは示すことができない。したがって、次年度の調査研究において、引き続き協力体制の拡充について検討する必要がある。

# 埼玉県清掃行政研究協議会

## 災害時における一般廃棄物処理省内協力体制実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、災害により一般廃棄物の処理に支障が生じた場合、その対応として、広域的な処理が円滑にできる体制をつくるため必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 協力体制とは、埼玉県清掃行政研究協議会(以下「協議会」という。)の会員相互間において、前条の目的を達成するため応援協力をを行うことをいう。

### (対象業務)

第3条 対象業務は、会員が行う一般廃棄物処理業務とする。

### (会員の責務)

第4条 会員は、協力体制を円滑に実施するため、次の責務を負うものとする。

一 協力の要請を受けたときは、相互援助の精神を持って、積極的に協力に応ずるよう努めなければならない。

二 必要に応じて会員ごとの規約等の見直し及び地元住民の理解を得られるよう努めなければならない。

### (協定の締結)

第5条 会員は、あらかじめ協定書(様式1号)を締結するものとする。

2 協定書は、協議会会長(以下「会長」という。)と会員の間で締結する。

3 前項の規定により締結した協定書は、会員相互が協定を締結したものとみなす。

### (費用負担)

第6条 会員間で行う一般廃棄物処理委託業務に係る費用は、原則として当事者間で協議決定をするものとする。

(計画書の提出)

第7条 会員は、毎年4月10日までに、仮置場・仮設トイレ備蓄数等報告書（様式2号）を会長に提出するものとする。

2 会長は、前項の報告書をとりまとめ、会員に報告するものとする。

(協力の方法)

第8条 会員は、災害により一般廃棄物の処理に支障が生じた場合、処理可能な会員に直接処理要請を行うものとする。

2 会員は、必要がある場合には、前項の規定にかかわらず会長に委託可能な会員の斡旋を要請することができる。

3 委託要請を受けた会員は、速やかに当事者間で協議を行うものとする。

(委託の締結)

第9条 前条第3項の協議に基づく一般廃棄物処理委託業務の契約は、当事者間において書面をもって行うものとする。

(実績報告書の提出)

第10条 会員は、処理を委託したときは事業完了後速やかに、その実績を一般廃棄物処理委託実績報告書（様式3号）により会長に提出するものとする。

(疑義が生じた場合)

第11条 協力体制を行う上で疑義が生じた場合は、協議会役員会で協議の上決定するものとする。

附則

この要綱は、平成9年5月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年3月23日から施行する。

様式 1 号

災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施協定書

(目的)

第1条 この協定は、埼玉県清掃行政研究協議会災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施要綱に基づき、県内における一般廃棄物処理の相互応援協力をを行うことを目的とする。

(会員の責務)

第2条 会員は、協力体制を円滑に実施するため、次の責務を負うものとする。

一 協力の要請を受けたときは、相互援助の精神を持って、積極的に協力に応ずるよう努めなければならない。

(費用負担)

第3条 会員間で行う一般廃棄物処理委託業務に係る費用は、原則として当事者間で協議決定をするものとする。

(計画書の提出)

第4条 会員は、毎年4月10日までに、仮置場・仮設トイレの備蓄数等報告書（様式2号）を会長に提出するものとする。

2 会長は、前項の報告書をとりまとめ、会員に報告するものとする。

(協力の方法)

第5条 会員は、災害により一般廃棄物の処理に支障が生じた場合、処理可能な会員に直接処理要請を行うものとする。

2 会員は、必要がある場合には、前項の規定にかかわらず会長に委託可能な会員の斡旋を要請することができる。

3 委託要請を受けた会員は、速やかに当事者間で協議を行うものとする。

(委託の締結)

第6条 前条第3項の協議に基づく一般廃棄物処理委託業務の契約は、当事者間において書面をもって行うものとする。

(実績報告書の提出)

第7条 会員は、処理を委託したときは事業完了後速やかに、その実績を一般廃棄物処理委託実績報告書（様式3号）により会長に提出するものとする。

(期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。ただし、期間満了前30日までに異議の申し出のないときは、これを更に延長するものとする。

(疑義が生じた場合)

第9条 この協定に関し疑義が生じた場合は、協議会役員会で協議の上決定するものとする。

(協定の締結)

第10条 この協定は、会長と会員の間で締結する。

なお、協定を締結したことにより、会員相互が協定を締結したものとみなす。

本協定成立の証として、本書2通を作成し、記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

名称 埼玉県清掃行政研究協議会

代表者 会長

所在地 埼玉県

名称

代表者

様式 2 号

仮置場・仮設トイレ備蓄数等報告書

第 号  
平成 年 月 日

埼玉県清掃行政研究協議会会長 様

市町村長・一部事務組合管理者 印

埼玉県清掃行政研究協議会災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 仮置場（災害時における廃棄物の仮置場として使用できそうな場所）

- (1) 所在地
- (2) 面積
- (3) 現状 運動場・河川敷・その他 ( )  
○を付けて下さい 具体的に

2 仮設トイレの備蓄数等（非常用に使用できる仮設トイレ）

- (1) 形式・台数
  - ①汲み取り式 台
  - ②ポータブル 台
  - ③その他 台

( )  
その他については形式を具体的に記入して下さい

3 連絡先

担当部課所

担当者

電話番号

様式 3 号

一般廃棄物処理委託実績報告書

第 号  
平成 年 月 日

埼玉県清掃行政研究協議会会長 様

市町村長・一部事務組合管理者 印

埼玉県清掃行政研究協議会災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 委託先

2 委託業務

(1) 処理施設等

(2) 人的派遣等

(3) 機材等

(4) その他

3 添付書類 委託契約書の写し及びその他参考となる資料

4 連絡先

担当部課所

担当者

電話番号

表3-1 一般廃棄物焼却施設稼働状況

平成 年月日 時現在

No.	自治体名	施設名	稼働状況	備考
1	さいたま市	クリーンセンター大崎 第一工場		
2	さいたま市	クリーンセンター大崎 第二工場		
3	さいたま市	西部環境センター		
4	さいたま市	東部環境センター		
5	さいたま市	岩槻環境センター		
6	川越市	西清掃センター		
7	川越市	東清掃センター		
8	川口市	戸塚環境センター（西棟）		
9	川口市	朝日環境センター		
10	所沢市	西部クリーンセンター		
11	所沢市	東部クリーンセンター		
12	飯能市	クリーンセンター		
13	東松山市	クリーンセンター		
14	春日部市	クリーンセンター		
15	狭山市	第二環境センター		
16	羽生市	清掃センター		
17	上尾市	西貝塚環境センター		
18	入間市	総合クリーンセンター		
19	朝霞市	クリーンセンター		
20	和光市	清掃センター		
21	桶川市	環境センター		
22	坂戸市	西清掃センター		
23	ふじみ野市	上福岡清掃センター		
24	ふじみ野市	大井地区清掃センター付属炉		
25	伊奈町	クリーンセンター		
26	川島町	環境センター		
27	菖蒲町	清掃センター		
28	杉戸町	環境センター		
29	蓮田市白岡町衛生組合	180t/16H ごみ焼却施設		
30	久喜宮代衛生組合	ごみ処理施設		
31	加須市・騎西町衛生施設組合	ごみ処理施設		
32	志木地区衛生組合	富士見環境センター		
33	志木地区衛生組合	新座環境センター 西工場		
34	栗橋・鷲宮衛生組合	八甫クリーンセンター		
35	小川地区衛生組合	ごみ焼却場		
36	東埼玉資源環境組合	東埼玉資源環境組合 第一工場		
37	蕨戸田衛生センター組合	蕨戸田衛生センター		
38	彩北広域清掃組合	小針クリーンセンター		
39	秩父広域市町村圏組合	秩父クリーンセンター		
40	大利根町北川辺町衛生施設組合	ごみ焼却施設		
41	児玉郡市広域市町村圏組合	小山川クリーンセンター		
42	埼玉西部環境保全組合	高倉クリーンセンター		
43	埼玉中部環境保全組合	埼玉中部環境センター		
44	大里広域市町村圏組合	熊谷衛生センター第一工場		
45	大里広域市町村圏組合	熊谷衛生センター第二工場		
46	大里広域市町村圏組合	深谷清掃センター		
47	大里広域市町村圏組合	江南清掃センター		

※ 稼働状況欄 (○…稼働(連絡有)、-…稼働(連絡無)、×…停止)

表3-2 一般廃棄物し尿処理施設稼働状況

平成 年月日 時現在

No.	自治体名	施設名	稼働状況	備考
1	さいたま市	クリーンセンター西堀		
2	さいたま市	大宮南部浄化センター		
3	川越市	滝ノ下終末処理場し尿処理施設		
4	川越市	環境衛生センター		
5	熊谷市	第一水光園		
6	川口市	領家衛生センター		
7	行田市	環境センター		
8	秩父市	秩父環境衛生センター清流園		
9	所沢市	し尿処理施設		
10	飯能市	環境センター		
11	東松山市	環境センター		
12	春日部市	し尿処理施設		
13	狭山市	し尿処理場		
14	羽生市	汚泥再生処理センター		
15	深谷市	衛生処理場		
16	鳩ヶ谷市	環境センター		
17	幸手市	ひばりヶ丘桜泉園		
18	川島町	環境センターし尿処理施設		
19	小鹿野町	衛生センター		
20	寄居町	汚泥再生処理センター		
21	蓮田市白岡町衛生組合	浄化槽汚泥処理施設		
22	蓮田市白岡町衛生組合	4.2klし尿処理施設		
23	久喜宮代衛生組合	70kl／日し尿処理施設		
24	朝霞地区一部事務組合	し尿処理場		
25	栗橋・鷲宮衛生組合	し尿処理施設		
26	加須市、騎西町衛生施設組合	し尿処理施設		
27	秩北衛生下水道組合	秩北衛生センター溪流園		
28	上尾桶川伊奈衛生組合	備前公苑		
29	北本地区衛生組合	クリーンセンターあさひ		
30	入間西部衛生組合	清掃センター		
31	入間東部地区衛生組合	環境クリーンセンター		
32	小川地区衛生組合	池ノ入環境センター		
33	坂戸地区衛生組合	坂戸地区衛生センター		
34	東埼玉資源環境組合	第二工場し尿処理施設		
35	蕨戸田衛生センター組合	し尿処理施設		
36	大利根町北川辺町衛生施設組合	し尿処理施設		
37	児玉郡市広域市町村圏組合	利根グリーンセンター		
38	荒川南部環境衛生一部事務組合	荒川南部環境センター清流園		
39	妻沼南河原環境施設組合	妻沼南河原環境浄化センター		

※ 稼働状況欄 (○…稼働(連絡有)、-…稼働(連絡無)、×…停止)

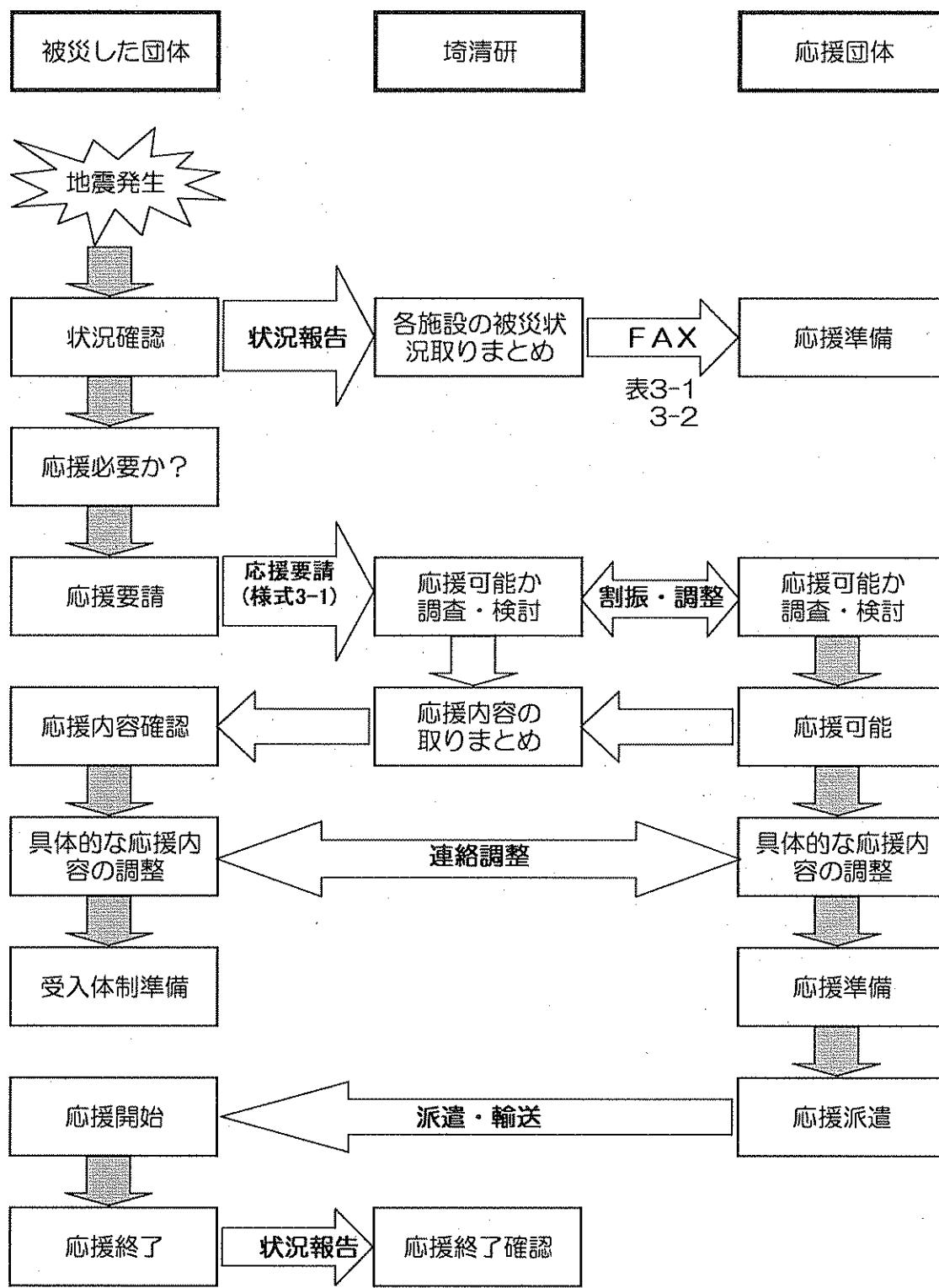


図3-1 現状で実現可能な対策

様式 3-1

平成 年 月 日

埼玉県清掃行政研究協議会会長 様

団体名

斡旋の要請について（依頼）

埼玉県清掃行政研究協議会災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施協定書第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり委託可能な会員の斡旋を要請します。

なお、委託業務に係る費用は、原則当方で負担します。

記

1 応援を要請する事業等（次の○印を付したもの）

ごみの収集運搬

し尿の収集運搬

重機等機材の借用

仮設・簡易トイレの借用

仮置場の借地

ごみの処理・処分

し尿の処理・処分

その他

2 事業の具体的な内容

3 担当課等

- (1) 担当課名称
- (2) 担当者氏名
- (3) 電話番号
- (4) FAX番号

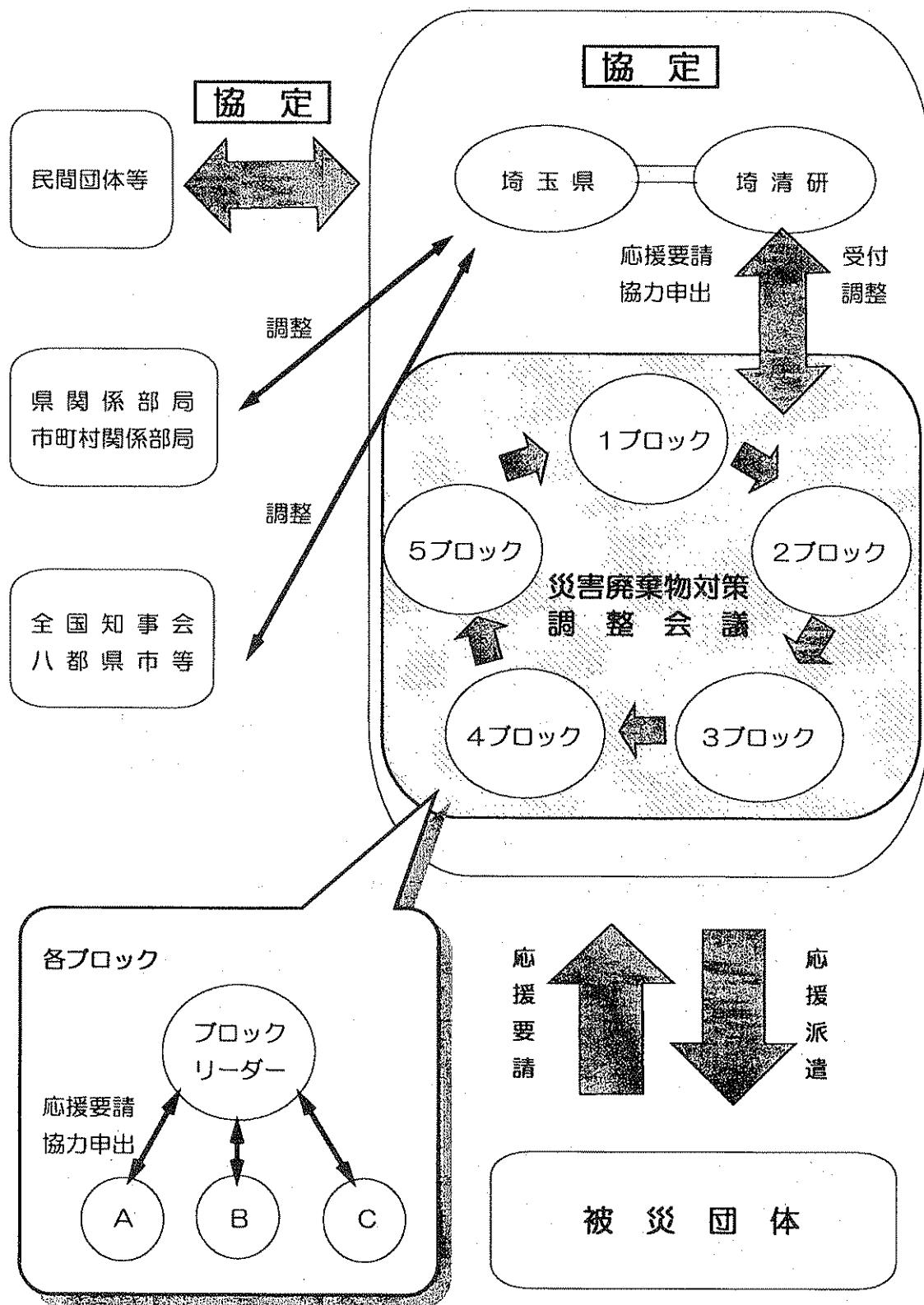


図 3-2 災害時における廃棄物処理の県内協力体制イメージ図

## 第4章 災害廃棄物に係る自治体アンケート調査結果の概要

### 1. アンケート調査の概要

#### 1) アンケートの目的等

##### ① アンケートの目的

災害時における各自治体の円滑な廃棄物対応を図る上で、実効性ある県内協力体制の拡充策を検討するために、県内協力体制の現況を把握し課題を整理する。

##### ② アンケートの対象

県内全市町村、ごみ及びし尿処理を行う一部事務組合

##### ③ アンケートの位置づけ

当アンケートは、「災害廃棄物処理計画」及びその上位計画である「地域防災計画」を踏まえつつ、各団体における災害時の廃棄物処理について、具体的な行動や手順等を伺うものである。

#### 2) アンケートの実施・回収結果

##### ① 実施の時期・方法

実施時期：平成17年9月28日～10月11日

方法：Eメールあるいはファクシミリで発信・回収

##### ② 回収結果

○ 市町村：発信85団体、回答82団体、集計81団体

合併に伴い新市町に含めて回答した団体：3団体(旧大井町、旧大里町、旧両神村)

なお、旧妻沼町からは単独で回答を受理したが、集計は熊谷市の回答に含めて行ったため集計団体数としては81となつた。

○ 組合：発信28団体、回答27団体、集計27団体

解散に伴い事務承継団体に含めて回答した団体：西秩父衛生組合(平成17年9月30日解散)

なお、埼葛清掃組合は平成17年9月30日を持って解散したが、提出のあった回答は集計対象として取り扱つた。

表4-1 アンケート回収状況

項目	市町村	組合	合計
調査票発信団体数	85	28	113
調査票回答団体数	82	27	109
集計対象団体数	81	27	108

## 2. アンケート調査の結果

### 1. 「災害廃棄物処理計画」(それに類似するものを含む)の策定状況

#### 1) 結果

提出物の中で処理計画といえるものは唯一、さいたま市の「環境部災害対応マニュアル(2005.3… 43頁)」だけである。やや処理計画に近いものとして、上尾・桶川・伊奈衛生組合の「震災・水害時のし尿処理計画(11頁)」が挙げられる。

他の提出物(15市町)は、ほとんどが「地域防災計画」の抜粋(2～8頁)である。地域防災計画は全ての市町村が策定済みのはずであるので、その抜粋を提出した15市町(狭山・本庄・久喜・飯能・日高・新座・川越・秩父市、菖蒲・長瀬・江南・神川・騎西・北川辺・大里町… 大里は熊谷と合併)は、処理計画が未策定と受け取ることもできよう。アンケート回答の中では、2市(熊谷・深谷市)と1組合(坂戸地区衛生組合)が地域防災計画での対応を示唆している。

なおアンケート設問1.等で、「処理計画の策定無し」を明確にしているのは、12市町だけである(坂戸・入間・所沢・八潮市、上里・毛呂山・白岡・児玉・伊奈・花園・川里・大里町… 川里は鴻巣・大里は熊谷と合併)。

#### 2) コメント

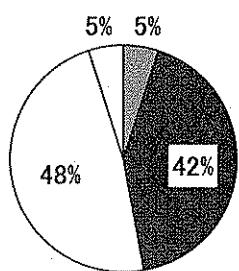
埼玉県下で本格的な災害廃棄物処理計画を策定しているのは、さいたま市だけであり、今後他の団体が「地域防災計画」を一層具体化した「処理計画」を策定する段階では、さいたま市の計画が非常に参考となるものと思われる。

## 2. 災害廃棄物発生時の体制・組織

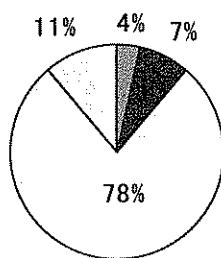
#### 1) 結果

市町村別にみると(集計対象は81団体)、「特にない」が48%、次いで「大枠のみ決められている」が42%で、この両者で全体の90%を占めている。「詳細に決められている」は「その他」とともにそれぞれ5%である。

組合別にみると(集計対象は27団体)、「特にない」が圧倒的に多く78%、次いで「その他」が11%、「大枠のみ決められている」が7%、「詳細に決められている」が4%と続いている。



(市町村)



(組合)

- 詳細に決められている。
- 大枠のみ決められている。
- 特にない。
- その他

図 4-1 災害廃棄物発生時の体制・組織

## 2) コメント

市町村及び組合とも、災害廃棄物発生時の体制・組織が「詳細に決められている」のは全団体の4～5%程度である。両者とも半数以上の団体が「特ない」「その他」と回答している。市町村においては組合と異なり「大枠のみ決められている」と「詳細に決められている」を含めると、半数弱の団体が程度の差があっても「決められている」ことになる。恐らく市町村における災害廃棄物発生時の体制・組織とは、上記の「処理計画策定無し」が多いことから判断して、「地域防災計画」に定められている内容自体と考えられる。

## 3. 災害時における廃棄物関係者間の連絡方法

### 1) 結果

市町村(対象81団体)別に見ると、「通常電話」が60件(1団体複数回答可)と最も多く、次いで「携帯電話」が50件、「防災無線」が17件、「直接口伝えによる連絡」が14件、「インターネット」が5件である。組合(対象27団体)別でも「通常電話」が20件と最も多く、次いで「携帯電話」が16件、あとは「直接口伝えによる連絡」と「インターネット」とが各1件ずつである。

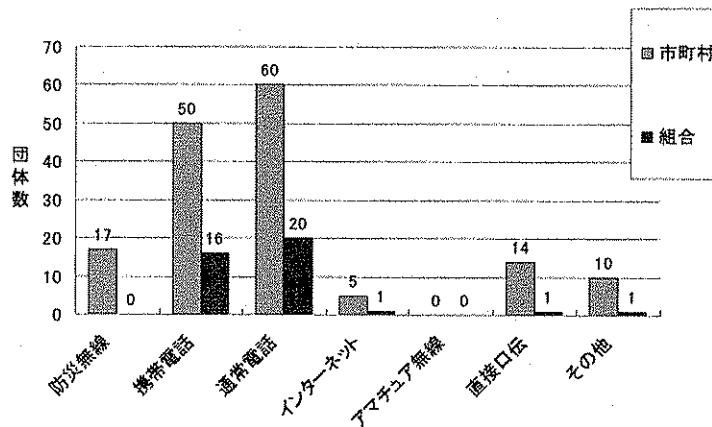


図4-2 災害時における廃棄物  
関係者間の連絡方法

### 2) コメント

被災規模にもよるが、被災し易い「通常電話」や「インターネット」は緊急用には使用できない場合が多いと思われる。被災初期には錯綜して繋がり難くなることも予想されるが、「携帯電話」は関係者の連絡に最も便利で有用と思われる。確実性の高い「防災無線」は、他の緊急用連絡が優先されるので、職員間の連絡用には使用しづらいのではないかと考えられる。したがって対象団体(市町村及び組合)の約6割しか「携帯電話」を挙げていないのは意外な結果である。

## 4. 災害時における他団体との協力体制(廃棄物処理関係)

### 1) 現時点の実態

回答は、組合からはなく、約半数弱の市町村からだけである。しかし回答内容を見ると、「災害対策基本法」に基づく相互応援等、特に廃棄物に言及しない災害一般に係る協定がほとんどである。そこで回答の内容を吟味して、災害廃棄物処理に係る協力体制と判断できるものを以下に列挙する。①が県外、②～③が県内の近隣市町村、④が民間団体との協力に関するも

のである。なお県外市町村との廃棄物処理に係る協力体制は見当たらない。

- ① さいたま市… 八都県市首脳会議「災害時相互応援に関する協定」
- ② 草加・越谷・八潮・三郷・吉川市・松伏町… ごみ及びし尿処理を含む。  
「災害に対する相互応援及び協力に関する協定」(平成8年8月締結)
- ③ 所沢・飯能・狭山・入間市… 埼玉西部地域まちづくり協議会  
「ごみ処理の協力体制に関する実施協定」(平成12年9月締結)
- ④ 三郷市・一般廃棄物収集運搬処理業者7社  
「ごみ収集及び処理の相互協力」(毎年4月契約締結)

## 2) コメント

比較的件数の多い災害対策基本法に基づく「災害時相互応援に関する協定」は重要であり、今後も一層、広まって行くことが望まれる。しかし、こうした協定については、人命救助等緊急対策は当然としても、一般的な規定だけに済ませるのではなく、応急・復旧対策の中に「廃棄物処理」に関わる事項を明記し、具体的な対応を取り決めることが、協定の充実に繋がるものと考えられる。もちろん廃棄物処理に限定した協定はそれなりに意味があるが、上記のような一般的な協定においても、廃棄物処理を明確に謳えば、災害対策基本法に関連づけられて、平常時からの対策実施の効果が高まるのではないかと思われる。

## 5. 廃棄物関係職員による災害時を想定した対応の検討

### 5.1 検討の程度

#### 1) 結果

市町村別に見ると、「検討していない」が82%と圧倒的に多く、次いで「専属の担当者はいないが関係課等を集めて検討を行っている」が11%、「その他」が7%と続いている。組合別でも同様に、「検討していない」が74%、専属の担当者はいないが関係課等を集めて検討を行っている」が15%、「その他」が11%となっている。

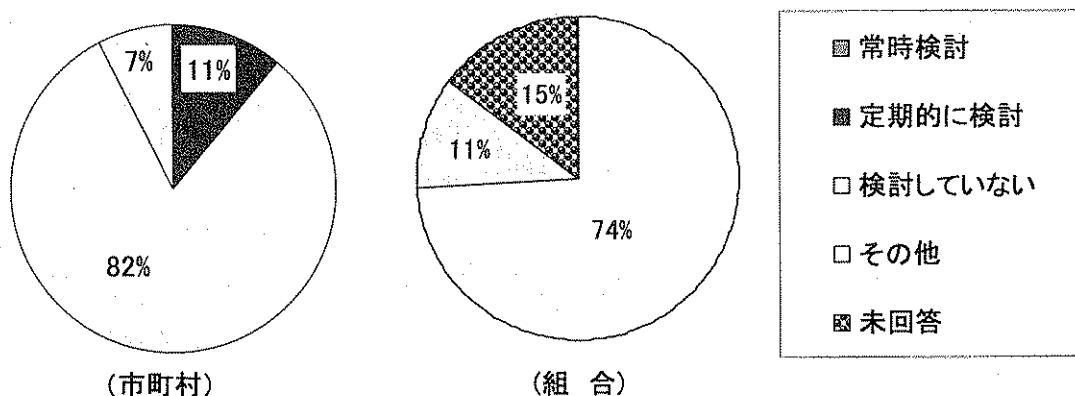


図4-3 災害時の対応についての検討程度

## 2) コメント

処理計画としてのマニュアル未策定は先に見えてきたところであるが、マニュアルがあったとしても、平常時におけるシミュレーションがなされていなければ、いざという時の対応は円滑に行われないとと思われる。一方マニュアルが無くても普段からの検討がなされていれば、部局間や職員間のネットワーク化、処理計画・事前対策の改善等が促進され、災害時の対応も円滑に実施される可能性が大きい。しかし、そうした検討がほとんどなされていない状況であるので、今後は各団体において積極的な取組みが望まれるところである。

### 5.2 検討の内容

#### 1) 結果

市町村別にみると、「未回答」が最大の43%、次いで「具体的な話にはなっていない」が38%、「災害廃棄物処理に当たっての方針や方法まで」が12%、「その他」が6%、「具体的な手順まで」が1%となっている。組合別になると、やはり「未回答」が66%と最大で、次いで「具体的な話にはなっていない」が26%、「具体的な手順まで」と「その他」がそれぞれ4%である。

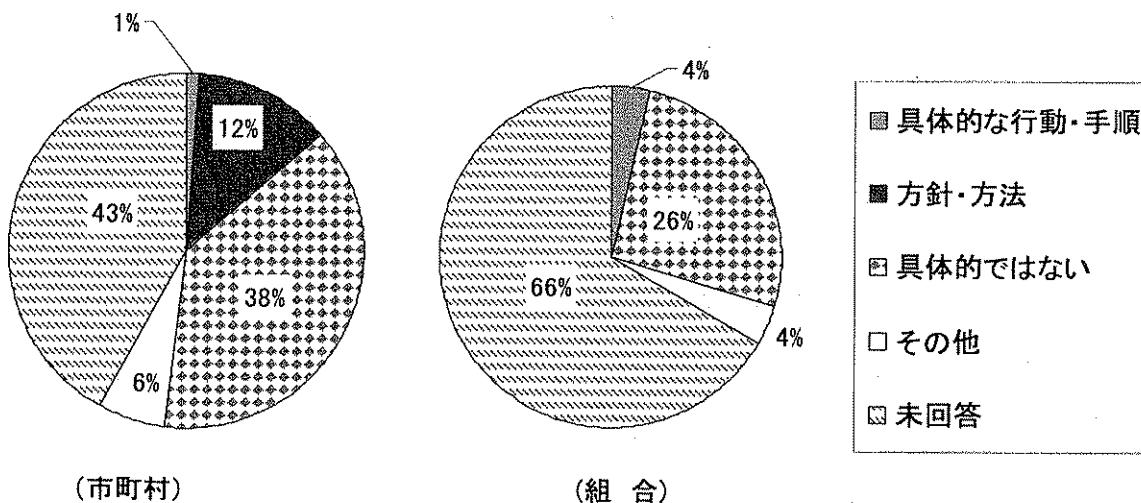


図4-4 災害時の対応についての検討内容

#### 2) コメント

上記5.1で「検討していない」という回答が多いのであるから、その検討内容も十分でないことはやむを得ず、積極的な検討がなされるようになれば、自然に内容も充実したものとなろう。

### 6. 廃棄物処理施設に係る耐震化等の災害対策実施状況

#### 1) 現時点の実態

現在の建物の耐震基準は昭和56年6月に改正された「建築基準法施行令」(新耐震設計法)に基づいている。この新耐震設計法においては、動的な配慮が取り入れられ、次の2段

階設計の考え方方が基本となっている。

- ① 耐用年限中に数度は遭遇する程度の地震(中程度:地動加速度で概ね 80~100gal)に対しては建物の機能を保持する(一次設計)。
- ② 耐用年限中に一度は遭遇するかもしれない程度の地震(大地震:地動加速度で概ね 300~400gal)に対しては、建物の架構に部分的な損傷が生じても最終的に崩壊から人命の保護を図る(二次設計)。

ここでは、各団体のごみ処理関連施設の耐震化対策等をアンケート調査の他に、県で集約している「一般廃棄物処理事業の概況(平成 14 年度)」から以下のように整理した。

- ① 新耐震設計法に基づいた建物であるか(昭和 56 年 6 月以降に設計された建物であるか)。
- ② 旧建築基準法に基づき建設された建物であって、耐震改修の必要性を判断するための耐震診断が行われているか「建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)平成 7 年 12 月施行」。
- ③ 耐震診断に基づき耐震対策が施されているか。

県内で稼動している焼却施設は現在 55 施設あり、その内 39 施設(71%)が新耐震設計法に基づいて建設された施設であった。一方、旧建築基準法で建設された施設は 16 施設であり、その内、耐震診断を実施しそれに伴った耐震対策を施しているのはわずか 1 施設のみであった。

粗大、資源化施設 69 施設の内、57 施設(83%)が新耐震設計法に基づいて建設された施設であり、旧建築基準法で設計された施設はわずか 12 施設であった。

一方、し尿処理施設及びコミュニティプラントの建設年は相対的に古く、45 施設の内、新耐震設計法に基づいて建設された施設は 21 施設(47%)であり、旧建築基準法で建設された施設の内、耐震診断及び耐震対策を施している実態は確認できなかった。

表 4-2 新耐震基準に基づく施設建設の確認と

耐震診断及び耐震対策の実施状況

		焼却施設	粗大施設	資源化施設	し尿処理施設	コミュニティプラント
新耐震基準		39	23	34	21	0
旧耐震基準		16	8	4	19	5
合計		55	31	38	40	5
耐震診断	実施	1	0	0	0	0
	未実施	15	8	4	19	5
	合計	16	8	4	19	5
耐震対策	実施	1	0	0	0	0
	未実施	15	8	4	19	5
	合計	16	8	4	19	5

## 2) コメント

災害対策時の廃棄物処理及び相互協力体制の構築に際しては、旧建築基準法に基づき建設され、かつ耐震診断及び耐震対策が施されていない施設の存在を十分考慮しておく必要がある一方、災害時の廃棄物処理に備えた耐震診断及び診断に基づく耐震対策の実施が望まれる。

特に、し尿処理施設及びコミュニティプラントの多くが新耐震設計法以前に設計された施設であることから、災害時のし尿処理に備えた耐震対策の早急な実施が必要である。

## 7. 災害廃棄物の仮置場

### 7.1 仮置場の状況

#### 1) 現時点の実態

市町村 81 団体において、仮置場が確保されていると思われるは 38 団体、検討していない、あるいは無回答であった団体が 44 団体であった。

仮置場の現時点における用途は、公共施設用地（広場・公園・運動場（グラウンド）、公共施設の駐車場等）が 27%、廃棄物処理施設用地が 14%、市町村有地 12% その他河川敷などとなっている。

仮置場の種類	回答数
市町村有地	11
公共施設用地	25
ごみ処理施設用地	13
河川敷	3
決まっていない	11
無回答	29
合計	92

※1 団体で同じ種類の仮置場を複数回答した場合は回答数 1 としてカウントした。

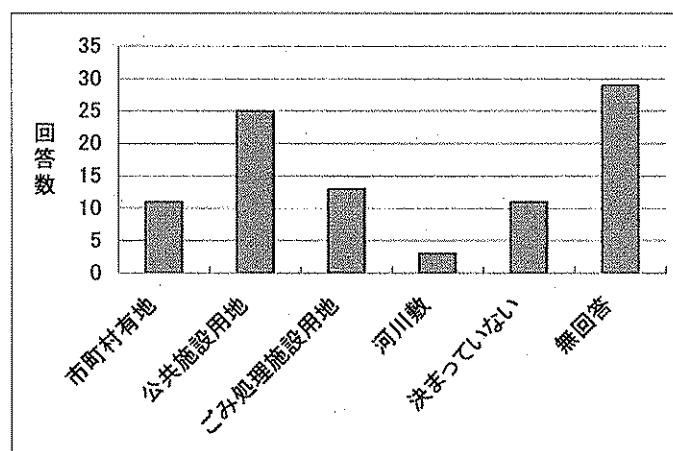


図 4-5 仮置場の種類

仮置場確保回答のある市は、さいたま・熊谷・川口・行田・秩父・所沢・本庄・春日部・羽生・深谷・上尾・入間・鳩ヶ谷・志木・新座・桶川・北本・八潮・富士見・三郷・坂戸・幸手・日高・吉川・川越・越谷・蕨市(川越・越谷・蕨市は市有地とだけで用途等の記入はない)の 27 団体であり、このうち「府内調整済」は 12 団体、「担当部局内調整済」は 5 団体、「担当内調整中」は 3 団体、「未調整(含む無回答)」は 7 団体である。また所有者・管理者等との調整がついていると思われるのは 22 団体である(他は未調整)。

さらに仮置場確保回答のある町村は、吹上・小川・横瀬・神川・上里・江南・川本・騎西・宮代・菖蒲・栗橋・鶴宮・大利根町並びに神泉村の 14 団体であり、このうち「府内調整済」は 2 団体、「担当部局内調整済」は 2 団体、「担当内調整中」は 1 团体、「未調整(含む無回答)」は 9 団体である。また所有者・管理者等と調整済であると思われるのは 8 団体である(他は未調整)。

一方、仮置場無し回答(含む無回答)の市町村は、飯能・加須・東松山・狭山・鴻巣・草加・戸田・朝霞・和光・久喜・蓮田・鶴ヶ島・ふじみ野市の 13 団体、及び伊奈・三芳・毛呂山・越生・滑川・嵐山・川島・吉見・鳩山・皆野・長瀬・小鹿野・美里・児玉・岡部・花園・寄居・川里・北川辺・白岡・杉戸・松伏・庄和町の 23 団体、並びに都幾川・玉川・東秩父・南河原村の 4 団体である。

## 2) コメント

災害時における廃棄物仮置場の確保は、し尿処理に係る仮設トイレと同じように重要課題である。特に首都圏の一部で人口・建築物の密度の高い埼玉県南部の自治体にとって、仮置場は非常に困難を伴うものであっても、避難場所とともに事前に確保しておくことが重要である。またそうした仮置場確保の努力が無ければ、他自治体の保有する仮置場を借りるなどの協力も得られないであろう。今回の調査で、埼玉県南部の自治体でも、仮置場の確保がなされていない場合がかなり多いので、今後、仮置場の確保に向けた取組みを促す必要がある。

### 7. 2 仮置場に係る他自治体への協力

#### 1) 結 果

市町村別では、「現時点での判断は難しいが協力したい考えはある」が 42%と最大で、次いで「検討する」が 30%、「未回答」が 12%、「困難である」が 7%、「積極的に協力したい」が 5%、「その他」が 4%と続いている。組合別では、「未回答」が 37%と最も多く、次いで「現時点での判断は難しいが協力したい考えはある」が 22%、「検討する」が 19%、「困難である」が 15%、「その他」が 7%である。

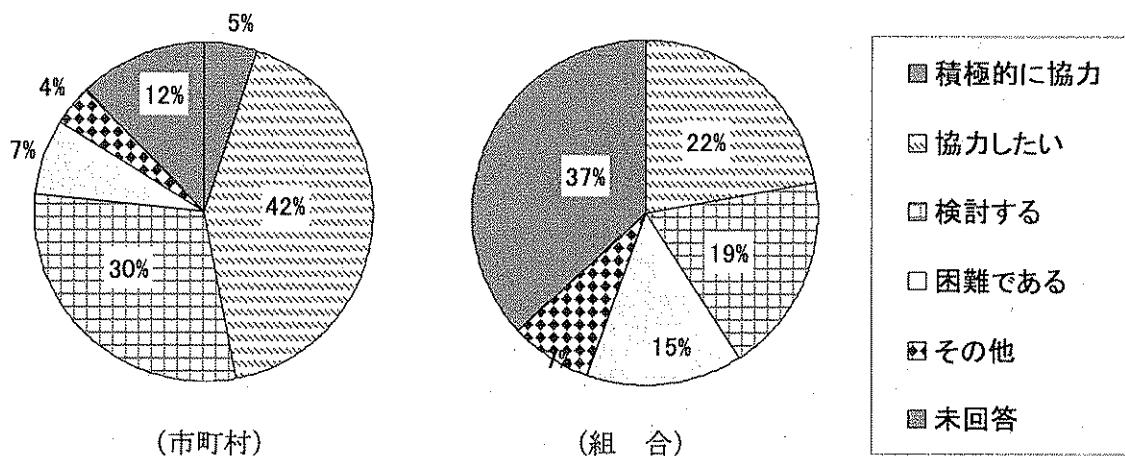


図 4-6 仮置場に係る他自治体への協力

#### 2) コメント

仮置場を他の自治体へ貸すなどの協力については、災害廃棄物対応としては重要な事項といえるが、地域住民の感情・周辺環境問題など慎重に検討すべき課題である。したがって、消極的でもあっても現時点で「協力したい考えはある」や「検討する」の回答が市町

村で7割以上、「積極的に協力したい」を加えると8割弱にもなることを考えれば、今後、災害廃棄物の広域的な協力体制整備を推進することは十分可能である。

## 8. 被害がない場合における緊急用資材に係る他自治体への協力

### 8. 1 収集運搬車両等(協力の可能性)

#### 1) 結果

今回の調査で報告された協力可能な収集運搬車両はほとんど直営分であり、災害時における民間の委託業者との協力体制については、ほとんど協議されていない状況である。ごみの収集運搬車両に関して委託・許可業者の車両を緊急時に他自治体への協力にまわすことができると答えた団体は、飯能・上尾・坂戸市、小川・川里町のみであった。

また、し尿の収集運搬車両に関しては小川・川里町のみが許可業者の車両を他自治体への協力にまわすことができると答えている。

#### 2) コメント

廃棄物の収集運搬は多くの自治体において委託・許可業者が行っており、災害時にはこれら民間業者との連携に基づいた収集運搬体制の構築が欠かせない。被害がない場合における収集運搬車両の他自治体への協力等も含めて、災害時の協力体制について、民間の委託・許可業者との契約内容あるいは協定締結等を検討する必要がある。

### 8. 2 仮設トイレ(協力の可能性)

アンケートの回答結果の他に、「埼玉の震災対策」(平成17年度版)にまとめられている各市町村別使い捨て・簡易・仮設トイレの備蓄状況を参考に協力の可能性をまとめた。

#### 1) 結果

使い捨て・簡易・仮設トイレを備蓄している団体は64団体(79%)、備蓄していない団体は17団体(21%)であった。

備蓄している団体の内、貸出しが可能であると回答した団体は35団体(43%)、貸出しが不可能と回答した団体が26団体(32%)、状況に応じて判断すると回答した団体が3団体であった。

#### 2) コメント

仮設トイレを保有しながら、本設問に対して未回答であった団体の答えが「仮設トイレを保有しているが貸出しきれない」と仮定すると、「貸出しきれない」、「仮設トイレの貸出しきれない」と答えた団体の合計は46団体となり、仮設トイレを他自治体に貸出しきれない団体が半数以上に上ることから、仮設トイレ等緊急機材の貸出しを相互協力できる体制を早急に協議・検討する必要がある。

表 4-3 仮設トイレ貸出しの可否

仮設トイレ備蓄の有無	回答数	%
備蓄している	64	79%
貸し出し可	35	43%
貸出し不可	26	32%
状況に応じて検討	3	4%
備蓄していない	17	21%
合 計	81	100%

### 8.3 重機(所有実態と協力の可能性)

#### 1) 結果

保有重機の報告はあるが、報告したほとんどの団体が貸出しは不可能あるいは貸出しを検討していないとの回答であった。

#### 2) コメント

災害時における廃棄物処理に係る他団体との協力体制を協議する中で、被害がない場合のこれら重機等の緊急機材を他自治体に協力することについても、その内容を検討しておく必要がある。

### 8.4 被災時に不足が予想されるもの

#### 1) 結果

回答結果は表 4-4 に示すとおりである。①～⑧の項目いずれに対しても有効（何らかの意味のある回答）と見受けられたのは市レベルで 1/3 以下であり、町村レベルになると極端に少ない状況であった。

表 4-4 市町村における災害時の不足状況に対する回答

	市 (40 団体)		町村 (41 団体)	
	有効	その他	有効	その他
①ごみ処理能力	13	27	1	40
②し尿処理能力	10	30	1	40
③仮置場	6	24	4	37
④ごみ処理に要する資機材	12	28	4	37
⑤し尿処理に要する資機材	7	33	4	37
⑥仮設トイレ	12	28	7	34
⑧重機	8	32	6	35

注) 有効： 意味ある回答

その他： 無回答及び意味不明・該当なし・組合任せ等の回答

#### 2) コメント

当設問に対する回答状況は非常に低調である。回答し難い設問ではあるが、現時点に

おける災害廃棄物に係る自治体の認識度を把握することができる。災害のリスクの程度に係る考え方は、多用な捉え方があっても差し支えなく、重要なのはリスクに対する認識である。すなわちリスクの認識無くしては、保険のかけようがないのと同様に、災害時対応の検討を進めることができなくなるからである。